

NHK受信料制度等検討委員会
第6回会合 議事要旨

■ 日 時

平成29年5月11日（木） 17:30～19:30

■ 場 所

NHK放送センター 5階会議室

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

安藤英義、鈴木秀美、山内弘隆、山野目章夫、山本隆司（5名）

【オブザーバー】（敬称略）

平松剛実（1名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」資料説明および意見交換
- 3 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」資料説明および意見交換

■ 議事概要

- 1 諮問第2号「公平負担徹底のあり方について」に関する資料説明および意見交換について

事務局より、第3回会合における意見交換を踏まえ、NHKの契約収納活動の困難性、海外公共放送における制度面の取り組みなどについて説明があった。その後、受信料の公平負担を徹底するための制度整備のあり方について、海外公共放送における制度面の取り組みを参照しながら、国内の諸制度との整合性、視聴者・国民の理解等の観点から意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 契約収納活動の困難性への対応として、海外の公共放送において整備されている居住情報の活用制度が考えられる。当該制度については、公平負担が徹底されることや、NHKの契約収納活動が効率化されるだけでなく、情報に基づき郵便等を活用することで、視聴者・国民にとっても「訪問されない」という側面もあろう。こうした点等から、当該制度を整備することについて、必要性および妥当性があると考えられる。
- 制度としては、国内の類似法令と同様に、NHKが居住情報を照会することができるかと規定することが妥当ではないか。

- 情報の照会先としては、居住実態に即しているという観点から民間事業者が効果的ではないか。その場合、例えば照会先のサービスを使わない世帯等の状況を考慮すると、複数の事業者を組み合わせるのがよいだろう。適切な照会先や、照会する情報の範囲について、検討する必要がある。
- 受信機設置状況の確認の困難性への対応として、海外において整備されている受信設備設置状況の申告・照会制度が考えられる。当該制度については、公平負担が徹底されることや、NHKの契約収納活動が効率化されることともに、視聴者・国民とNHKとの間で情報の非対称性が生じている状況等に鑑み、制度として整備することについて、必要性および妥当性があると考えられる。
- 海外の公共放送で採用されているような、自主的な申告がなければ受信設備を設置しているとみなす制度とすると、視聴者・国民の理解を得ることが難しいと考えられる。複数の事実を組み合わせることで設置を推定するという方が妥当ではないか。具体的な方法については、将来的にも有効な制度を検討する必要があるだろう。
- 不払い・虚偽申告を抑止する制度については、公平負担の徹底につながるとともに、電気・ガス等でも類似事例があることから、必要性および妥当性があると考えられる。
- 不払い・虚偽申告を抑止する制度について、NHKの公共放送としての立ち位置や「特殊な負担金」という受信料の性格への影響を与えうる方法は望ましくない側面がある。また、実務運用における実効性の担保という観点もある。それらを考慮すると、現在も制度上整備されている割増金規定を運用することが考えられるのではないか。
- 割増金の運用については、適用の条件を明確にすることも含め、十分な説明を行ったうえで進めていくことが望ましい。
- 公共料金等との一括収納制度について、効率的な契約収納活動だけでなく、視聴者・国民にとっても支払いの利便性が高まる側面もあると考えられる。イタリアや韓国では電気料金との一括収納が行われており支払率の向上に寄与していると思われるが、国内の公共料金等では民間事業者間の連携によってセットで支払うことができるようになっていることもあり、現時点では、NHKでも既に一部で行われているように、自主的な取り組みとして協力を求めていく範囲とすることが適当ではないか。
- 海外の公共放送における制度との比較という観点からは、支払義務化も検討の対象となり得るが、放送法と受信規約（受信契約）の二段構えとなっている構成を一本化して簡明にすることは、視聴者・国民との関係が簡明になること、NHKや受信料の性格への影響、放送法が受信規約に委任するという現在の構成など、多面的な観点で慎重に議論する必要があるだろう。

2 諮問第1号「常時同時配信の負担のあり方について」に関する資料説明および意見交換について

事務局より、仮に常時同時配信が実現した場合における負担のあり方について、第5回会合の意見交換を踏まえ、世帯における負担のあり方を念頭に、想定される負担のあり方とそれらの利点・課題、海外公共放送の動向等について説明があった。

その後、常時同時配信が実現した場合、どのような負担のあり方が適切であるか、受信料負担の公平性、NHKが公共放送の使命を果たすために必要な財源の確保（財源の性質）、財源の独立性、視聴者・国民の理解や納得性、現行受信料制度との接合性などの観点から意見交換が行われた。

意見交換においては、以下のような発言があった。

- 費用負担者の範囲について、“アベイラビリティ・フィー”の考え方を準用することは適当であろう。本来、アベイラビリティ・フィーの概念は「利用できる環境が整備されていることに対するフィー」よりも広く、「利用しようと思えば利用できることに対する支払意思」と解釈されるが、視聴者・国民の理解という観点からは、アプリケーションのダウンロードやIDの取得等の何らかの手段・手続きにより視聴可能な状態をつくった者を費用負担者とするのが妥当ではないか。
- 現行の放送法での制度の考え方から見ても、常時同時配信について一定の手続きを踏んだ場合に費用負担を求める、という考え方を採ることが妥当であると考えられる。
- 将来的にメディア視聴環境が変化していく可能性も考慮した仕組みとしていくことが重要である。
- 費用負担を求める考え方について、第5回会合で議論したとおり、受信料型と有料課金型の課題を考慮して引き続き検討する必要がある。仮に、受信料制度の毀損が懸念される等の観点から基本的には受信料型が妥当としたうえで、何らかの理由により一時的に有料課金型を採る場合には、試験的な位置づけとすることもできるのではないか。
- 利用者（費用負担者）の把握方法について、BBCのように当初はゆるやかな認証として、常時同時配信の利用状況やメディア環境の変化をみながら適切な厳格性を見極めていくことがよいのではないか。
- あまりに厳格な認証方式をとることでスクランブル放送と同等の状況となることは、公共放送のあり方そのものや、将来的な受信料制度の毀損につながる可能性を留意する必要があるだろう。

3 次回日程について

第7回会合は5月25日（木）15時から。